

生活保護制度

ご利用の場合

生活保護を受給されている方が治療用装具または訓練用義肢を製作・装着される場合は、原則、市区町村の医療扶助により「治療材料券」が発行されてからのお渡しとなります。

STEP
1

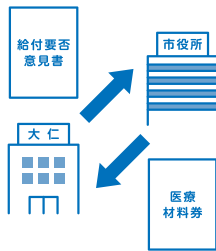


お客様

受診～申請書類取り寄せ

医師より治療用装具または訓練用義肢の処方がある場合は、市区町村の生活保護窓口もしくは、担当ケースワーカーより「給付要否意見書」をお受け取ください。
医療機関受診時に「給付要否意見書」を弊社営業担当者へお渡しください。

STEP
2



弊社

申請～支給決定

「給付要否意見書」は医師より必要事項を記入頂いた上で、弊社より市区町村へ申請手配をします。
市区町村より審査・決定の場合、後日「治療材料券」が弊社宛に届きます。
(市区町村での審査には一ヶ月前後、お時間がかかる場合がありますので、しばらくお待ちください。)

STEP
3



弊社

支給決定連絡～発注手配

治療材料券の発行後、弊社より義肢装具の製作・発注手配をします。

STEP
4



お客様

納品、受取

医師の適合チェックを経て義肢装具の受取
※ 「治療材料券」などに受領印をいただく場合があります。
※ 別途、弊社より公費請求を行います。
※ 各種健康保険にご加入の方は、一部費用のお支払いをいただく場合がございます。